

山梨県公報

第八十九号

令和二年

四月十六日

木曜日

目次

告示 手数料の収納事務の委託……………一七九

訓令

○山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令……………一七九
○山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………一八〇

公告

○一般競争入札について……………一八〇
○狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施……………一八二
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………一八三
○障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更……………一八三
○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………一八三
○都市計画の変更(圖書の縦覧)……………一八三
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一八四
○公安委員会……………一八四

○技能検定員等審査の実施……………一八四
○その他……………一八四

正誤

○漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………一八五
○平成元年四月二十日付第二十九号中……………一八五
○平成五年六月二十四日付第四百三十四号中……………一八五
○平成七年六月十五日付第六百二十五号中……………一八五
○平成十三年四月九日付第八百八十四号中……………一八五
○平成十六年十一月十八日付第一千五百二十五号中……………一八五
○平成十八年三月三十日付第一千六百五十三号中……………一八六
○平成二十二年三月二十九日付第二千二十九号中……………一八六
○平成二十二年十一月四日付第二千八百六十六号中……………一八六
○平成二十四年五月十四日付第二千二百二十七号中……………一八六

○平成二十四年十二月三日付第二千二百八十二号中……………一八六
○平成二十五年九月十九日付第二千三百五十五号中……………一八六
○平成二十七年三月二十日付第二千四百九十七号中……………一八六
○平成二十七年六月二十九日付第二千五百二十二号中……………一八六
○平成二十八年三月二十四日付第二千五百九十号中(二件)……………一八六
○平成二十九年三月二十三日付第二千六百八十二号中……………一八六
○平成三十年三月二十六日付第二千七百七十八号中……………一八七

告示

山梨県告示第五百五十三号
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。
令和二年四月十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 南アルプス市下高砂八百四十七番地 一般財団法人山梨県交通公社 協会
- 二 委託に係る手数料 パーキング・チケット発給手数料
- 三 委託の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

訓令

山梨県訓令第十二号

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和二年四月十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令
山梨県総合計画推進本部規程(平成十九年山梨県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総合政策部長」を「知事政策局長」に改める。
第八条中「総合政策部」を「知事政策局」に改める。

別表第一中「総合政策部長 オリンピック・パラリンピック推進局長」を「知事秘書

③ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円

④ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円
 なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二））に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。
 令和二年四月十六日

山梨県内水面漁場管理委員会
 会長 宮崎 淳 一

一 指示の内容

1 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スマールマウスバス）を目的とした採捕を行ってはならない。ただし、山梨県漁業協同組合連合会又は峡東漁業協同組合若しくはその従事者が駆除のために行う場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。

2 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スマールマウスバス）以外の魚種を目的とした採捕を行い、コクチバス（スマールマウスバス）を採捕した場合は、平成二十二年二月四日漁場管理委員会指示第一一一号に準じ、コクチバス（スマールマウスバス）を琴川ダム貯水池（乙女湖）に再び放してはならない。

二 指示の区域 柳平大橋より下流の琴川ダム貯水池（乙女湖）

三 指示の期間 令和二年四月十七日から令和三年四月十六日まで

正誤

ページ	段	行	誤	正
〇	平成元年四月二十日（第二十九号）	山梨県告示第九十号（富士北麓都市計画事業の事業計画の変更認可）		
一九三	上 十	昭和五十一年二月十九日		昭和五十一年九月二十六日
〇	平成五年六月二十四日（第四百三十四号）	山梨県告示第二百八十二号（都市計画事業の事業計画の変更認可）		
四三七	上 一	昭和五十一年二月十九日		昭和五十一年九月二十六日
〇	平成七年六月十五日（第六百二十五号）	山梨県告示第二百四十五号（都市計画事業の事業計画の変更認可）		
三二七	上 終わりから 十一	昭和五十一年二月十九日		昭和五十一年九月二十六日
〇	平成十三年四月九日（第千八百八十四号）	山梨県告示第二百十五号（都市計画事業の事業計画の変更認可）		
二二六	上 三	昭和五十一年二月十九日		昭和五十一年九月二十六日
〇	平成十六年十一月十八日（第千五百二十五号）	山梨県告示第五百三十八号（都市計画事業の事業計画の変更認可）		
七四九	上 終わりから 三	昭和五十一年二月十九日		昭和五十一年九月二十六日